

菊池管内地域営農法人経営向上研修会

インボイス制度を学ぶ

菊池管内地域営農法人経営向上研修会が7月28日、菊陽町図書館ホールで開かれました。管内22の地域営農法人代表者ら約60人が参加。菊池地域営農組織連絡会、行政、JA菊池の共同開催。参加者は、法人経営の安定化と発展のための学習会に耳を傾けました。県北広域本部からの法人経営分析結果の報告、本年度実施する試験、補助事業の情報提供や、JA菊池からは水稻育苗の報告もありました。

研修会では、税理士法人未来税務会計事務所の西田尚史税理士を講師に「インボイス制度への対応」について学びました。西田さんは「この制度は地域営農法人の経営に大きく関わる。制度をよく学び、理解し、どの程度の影響が出るのか、まず把握することが大切である」と述べました。

本年度新たに菊池地域営農組織連絡会長に就任した池田恭成さんは「法人形態は様々ではあるが、伊牟田茂久前会長のあとを引継ぎ、それぞれがメリットを見出せる研修会を今後も開いていきたい」と話しました。



西田氏



インボイス制度をよく学び、理解し、把握することが大切である。



池田新会長



伊牟田前会長

事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から消費税仕入れ税額控除の方式として「**適格請求書等保存方式**」(いわゆる**インボイス制度**)が導入されます。

国税庁

**インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!**



【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】

**登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。**

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は
国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。



◀インボイスってナニ?▶

- ▶売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

◀「インボイス制度」ってナニ?▶

- ▶売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。